インターロール

サプライヤー行動規範

2025 年 7 月 1 日

パート I: ポリシー・ステートメント

Interroll1は、持続可能な社会の実現を理念としています。将来の世代に対する責任を果たすため、当社の製品と事業のプロセスが常に環境に配慮し、経済的、社会的に持続可能な状態にあることを保証します。

私たちの経営戦略と活動は、人権、労働基準、環境保護、汚職防止の分野における普遍的な原則に導かれています。さらに、私たちは企業目標を達成するために努力しています。このサプライヤー行動規範は、国連の定めるグローバル・コンパクトの基本原則に沿ったものです。

Interrollは、すべてのサプライヤーと協力会社に対し、これらの原則を遵守するよう求めています。これらは、インターロールの企業価値観に沿ったものであり、本行動規範に詳述されています。これらの原則は、サプライヤーの選定と評価の重要な部分です。さらに、サプライヤーのサプライチェーンにおいても、これらの基準を遵守することを求めます。

サプライヤーは通常その選定において、価格、品質、実績、適性を客観的な基準に基づいて比較検討します。サプライヤーとの合意は、明確で曖昧さのない形で行われ、その後の変更や 改定事項と共に文書化する必要があります。。

この行動規範は、社会的・環境的責任を推進するために国際的に認知された基準を活用することで、法律遵守に留まらず、さらに踏み込んだものとなっています。基準と法的要件が異なる場合は、適用される法律に従い、より厳格な基準が適用されます。

Interroll Holding AG, Sant'Antonino, 2025 年 7 月 1 日

マルクス・アッシュ
最高経営責任者

ハインツ・ヘスリ
最高財務責任者

[1] インターロールの連結子会社をすべて含む。

パート II：サプライヤー向け規定

1. 関連法の認識と遵守

本行動規範の要求事項を遵守するため、サプライヤーはすべての国内法令およびその他の適用基準を遵守するものとします。本行動規範の規定と国内法またはその他の適用基準との間に齟齬がある場合は、より上位の、またはより厳しい要件を満たすものとします。

サプライヤーは、インターロールからの要請があった場合、本行動規範に規定された義務を遵守している証拠を提出し、インターロールへの製品およびサービスの供給に関わる会社および協力会社の全従業員が本行動規範を遵守していることを証明するものとします。

サプライヤーは、適切な経営資源の割り当てを通じて、本行動規範に定められた要件を満たす必要があります。

2. 責任ある企業経営と倫理

行動規範に従い、誠実かつ倫理的に事業を行います。私たちは、すべてのビジネス取引において、常にプロフェッショナルに、公正に、誠実に行動することを約束します。また、サプライヤーに対しても、常に誠実な行動をとることを求めます。これには取引関係、手続き、調達、業務が含まれます。求める内容は以下の通りです：

2.1 汚職・贈収賄の防止

いかなるサプライヤーも、不公正または不適切な利益を得るために、いかなる形態の汚職、恐喝、横領、贈収賄を行ってはならず、またそれを容認してはなりません。同様に、サプライヤーはビジネスパートナーに対し、賄賂やその他の違法な誘引を申し出たり、受け入れたりしないものとします。Interroll は、こうした行為を一切容認いたしません。従って、当社のいかなる取引においても、違法な支払いや誘引を受け入れることはありません。

2.2 競争法および独占禁止法

Interroll は公正な競争を尊重します。サプライヤーは、競争の保護と促進を目的とした法律、特に適用される独占禁止法および競争を規制するその他の法律を遵守するものとします。市場シェアをめぐる競争において、Interroll は誠実に行動する必要性に導かれています。従って、サプライヤーは、公正な市場に基づき、適用されるすべての独占禁止法を遵守して事業を行うものとします。

2.3 外国取引

サプライヤーは、適用されるすべての輸出管理、関税、租税、外国貿易規制を遵守するものとします。これには、適用される EU および米国の制裁措置、禁輸措置、商品、技術、支払いの移転または出荷を管理するその他の法律、規制、政府命令、方針が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

2.4 詐欺およびマネーロンダリング防止

サプライヤーは、あらゆる種類の不正行為を防止し、Interroll との取引関係がマネーロンダリングまたはその他の違法行為（テロ資金供与など）に不正利用されないよう、適切な対策を講じるものとします。

2.5 利益相反

サプライヤーは独立した立場で経営上の意思決定を行い、事業上の利益と私的な利益を厳格に分離するよう配慮している。

2.6 守秘義務

納入業者は、企業秘密および営業秘密、その他すべての秘密情報を厳格に取り扱う義務があります。このような情報は、第三者への開示や第三者によるアクセスから適切に保護されなければなりません。第三者には、取引関係を履行するためにこの情報を直接必要としない納入業者の従業員も含まれます。

2.7 データ保護

サプライヤーは、すべての情報自由法、特に欧州連合情報自由法、データ保護法（EU 一般データ保護規則および国内データ保護法など）および適用されるすべての規制を厳守し、個人データの処理（収集、保管、組織化、構造化、適応または変更、検索、協議、使用、送信による開示など）を保護するものとします。

2.8 知的財産

サプライヤーは知的財産権を尊重するものとします。納入業者は、インターロールのすべての知的財産権が保護されるよう、技術およびノウハウの伝達を実施するものとします。

2.9 模倣品

サプライヤーは、模倣部品および材料が製品に混入するリスクを最小限に抑えるため、製品およびサービスに適した方法および手順を開発し、実施し、維持するものとします。

3. 責任ある労働条件と人権保護

サプライヤーは、国際的に認められた人権、特に「国際人権法案」、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、および国際労働機関（ILO）の基本条約の遵守を尊重・支持し、以下を確認します：

3.1 強制労働、児童労働、奴隷制、人身売買を行わない

サプライヤーは、いかなる形態の強制労働も拒否し、15 歳未満または法定最低年齢のいずれか高い方の年齢の者を雇用しない。

サプライヤーは、あらゆる形態の奴隷制および人身売買に関与せず、これを拒絶します。特に、サプライヤーは、供給する製品およびサービスの生産または加工において、ILO 第 182 号条約に定める搾取的児童労働が使用されていないこと、または過去に使用されたことがないこと、およびこれらの製品およびサービスがこの条約の実施から生じるいかなる義務にも違反していないことを保証するものとします。

3.2 多様性、反差別、機会均等

サプライヤーは、従業員の多様性を重視し、包括的な職場環境の構築に尽力します。サプライヤーは、従業員の選考、昇進、その他の雇用決定において、機会均等の原則を約束します。その際、サプライヤーは、性別、民族的・文化的出身、宗教、政治的見解、国籍、従業員組織のメンバーであること、障害、年齢、性的指向に基づく差別的取り扱いを行わないものとします。

3.3 ハラスメントとの闘い

サプライヤーは、職場における強制、嫌がらせ、いじめを容認しないものとします。サプライヤーは、心理的、身体的、性的、言葉による虐待、脅迫、嫌がらせなど、いかなる形でも従業員を脅したり、嫌がらせをしたりせず、これを禁止します。

3.4 結社の自由と団体交渉の権利

サプライヤーは、現地の法律に従い、従業員の組合結成の自由の権利を尊重します。サプライヤーは、従業員代表または労働組合の組合員である従業員を公平に扱うものとします。サプライヤーは、団体交渉を、労働条件を取り決めた合意に達することを目的とした、雇用者と従業員グループとの交渉プロセスとして尊重します。サプライヤーは、関連する従業員代表および労働組合との信頼協力に努めます。

3.5 労働時間と賃金

サプライヤーは、労働時間、最低賃金、社会手当に関して適用されるすべての法律を遵守するものとします。さらに、労働条件は、生計の維持と社会的・文化的参加を可能にし、促進する合理的な生活水準を実現するものでなければなりません。

3.6 安全衛生

サプライヤーは、職場における全従業員の安全を確保し、事故防止を支援し、サプライヤーの従業員が 健康上の危険にさらされるのを最小限に抑え、健康促進型の職場環境を提供するものとします。危険を完全に回避できない場合、サプライヤーは従業員に適切な個人用保護具を無償で提供します。

サプライヤーは、適切な労働安全衛生システムを実施することが求められます。労働者は、職場の安全衛生問題について母国語で十分な訓練を受けるものとします。安全衛生に関する情報を施設内に明確に掲示すること。この一環として、サプライヤーは、ISO 45001の最新版の要件に準拠した管理システムを導入するものとします。

3.7 地域社会と先住民族の保護

サプライヤーは、サプライヤーの事業所での操業により影響を受ける可能性のある地域社会および先住民族の権利を尊重し、操業による地域社会への影響を考慮するものとします。

3.8 紛争資料

サプライヤーは、紛争地域やリスク地域の鉱物を含む材料や製品を特定し、代替すること、およびそのような鉱物の使用を避けることを約束します。サプライヤーは、これらの鉱物の原産地を調査し、紛争鉱物が紛争地域および高リスク地域外にある鉱山および製錬所からのみ調達されること、または独立した責任ある鉱物調達検証プログラムに準拠していることが検証された製錬所および精製所を使用することを保証するために、サプライチェーンにおける適正評価措置を講じるものとします。サプライヤーはまた、責任ある調達と適正評価の要件をサブサプライヤーにも適用し、サプライチェーンで確認されたリスクを報告する必要があります。Interrollが正当な利害関係を有する場合、サプライヤーは紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)および/またはCRT(コバルト報告テンプレート)を毎年提供するものとします。3TG（スズ、タンタル、タングステン、金）のサプライヤーおよび製品にこれらの原材料を使用するサプライヤーは、サプライチェーン内のすべての製錬業者および精製業者を特定し、これらを開示する必要があります。

4. 持続可能性、環境保護、気候保護

Interroll にとって、人類の未来と技術の進歩を調和させることは非常に重要です。Interrollは、資源の持続可能な利用とエネルギーの効率的な利用を確実にするため、製品とプロセスを継続的に評価し、改善しています。私たちの目標は、環境を保護し、私たちの活動や製品によって気候や天然資源を保護することです。Interrollは、サプライヤーにも同様のことを求めます。サプライヤーは、適用されるすべての環境法および規制を確実に遵守するものとします。さらに、サプライヤーは、水俣条約（水銀）、ストックホルム条約（残留性有機汚染物質）、バーゼル条約（有害廃棄物）の要件を尊重します。サプライヤーは、必要とされるすべての環境許可証を最新の状態に保ち、報告要件および規制を遵守するものとします。さらに、サプライヤーは、以下のような環境に優しく持続可能なビジネス慣行を含む行動を実施、または実施する予定です：

4.1 気候保護／温室効果ガス排出削減

サプライヤーは、パリ協定の下での公約に貢献するため、炭素回避戦略を実施するものとします（スコープ 1、2、3 の排出量に関する企業目標など）。サプライヤーは、Interroll の要請に応じて、その進捗状況、特に製品レベルの二酸化炭素排出量を定期的に報告するものとします。インターロールが、契約締結プロセスの一環として、材料や部品ごとにCO2目標を設定した場合、プロジェクト実施中、その目標は拘束力を持ちます。

4.2 水資源の保護

サプライヤーは、水の消費と廃水の発生を削減するための対策を講じている。さらに、地表水や地下水の汚染を防ぐための対策も講じている。

4.3 循環経済と廃棄物管理

製品・サービスのライフサイクル（設計・開発・生産・輸送・使用・リサイクル）における環境負荷を低減し、省エネルギー・省資源に努める。サプライヤーは、廃棄物が不法に処分されないことを保証し、材料の改善、交換、再利用、リサイクルにより廃棄物をなくすための措置を講ます。

4.4 管理体制

調達・製造・輸送の各分野において、環境に配慮したマネジメントシステムを適用し、総合的な環境保全対策を講じること。その際、ISO14001 の要求事項に準拠したマネジメントシステムを導入するものとします。

4.5 生物多様性

サプライヤーは、自然生態系の保全を支持し、違法伐採の防止や自然林の利用可能な土地への転換など、この原則に反する事業活動を回避します。

4.6 危険物

サプライヤーは、危険物を特定、管理、取り扱い、廃棄、交換するためのプロセスと手順を実施します。

4.7 再生材料

サプライヤーは、製品や梱包材にリサイクル材料の使用を可能な限り促進しなければなりません。

4.8 素材の遵守

サプライヤーは、人の健康や環境に有害な可能性のある物質の禁止、制限、登録、認可、および/またはトレーサビリティに関して、生産国およびサプライヤーが製品または部品を直接販売または使用する国/地域（例：欧州連合）で施行されている法律および規制を遵守するものとします（例：REACH、RoHS、ELV、TSCA（有害物質規制法））。欧州のREACH規則に基づく高懸念物質（SVHC）は、製品や部品への使用を避ける必要があります。懸念物質および重要物質を追跡・追跡するため、Interrollに納入されるすべての部品および材料について、材料データシート（MDS）の作成が義務付けられています。サプライヤーは、その製品およびサービスの適合性について、事前の要請なしに少なくとも年に1回、Interrollに通知します。

5. 職務遂行およびコンプライアンス管理システム

サプライヤーは、リスクを特定、防止、軽減し、環境および人への影響を特定、防止、軽減、対処するための危機管理手順を実施し、維持するものとします。サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の対象となる分野において、OECD責任ある事業のための適正評価に関するガイドラインや国連ビジネスと人権に関する指導原則などの国際基準に従って、デュー・ディリジェンスを実施するものとします。各サプライヤーは、インターロールとの取引において、その従業員が本サプライヤー行動規範を遵守するようにする責任があります。サプライヤーがあらゆるレベルで遵守していることを効果的に評価し、保証するために、インターロールはサプライヤーが最低限以下の項目を含むコンプライアンス管理システムを導入することを期待します：

5.1 サプライチェーン

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の原則をサプライヤーおよび下請業者に効果的に伝え、サプライチェーンが本サプライヤー行動規範の原則をできる限り遵守するよう求めるプロセスを確立します。

5.2 リスク管理

サプライヤーは、サプライヤー行動規範の遵守へのコミットメントを証明する文書を維持することを含め、サプライヤー行動規範の遵守を効果的に監視・検証するための手段を開始する。

5.3 トレーニングプログラム

サプライヤーは、本サプライヤー行動規範の原則、および本書で言及されているすべての適用法令について、従業員を教育するための研修プログラムを維持します。

5.4 不正／懸念事項の報告

すでに設けられていない場合、サプライヤーは、適用される法規制の違反を確実に報告できるよう、従業員のための内部報告ルートを確立しなければなりません。サプライヤーは、報告者の保護を確保し、違反を報告した従業員が自分自身にとって不利な結果を恐れる必要がないようにしなければなりません。

パートIII：業務監査と評価

サプライヤー行動規範に署名することで、サプライヤーはサプライヤー行動規範を受諾し、遵守することを約束することになります。インターロールは、違反の正当な疑いがある場合、通知をもってサプライヤー行動規範の遵守状況を積極的に確認する権利を留保します。このような監査は、インターロールの従業員またはインターロールが指名した監査人が実施する場合があります。このような監査に関連して、サプライヤーは、関連し、合理的に要求されるすべての情報および文書へのアクセスをインターロールに提供し、準備するものとします。サプライヤー行動規範の遵守を怠ったサプライヤーは、合理的な期間内に、遵守のための行動計画をインターロールに提出する必要があります。サプライヤー行動規範の遵守を怠ると、サプライヤーとインターロールの取引関係が危うくなり、関係が終了するリスクがあります。サプライヤーはまた、下請け業者にもサプライヤー行動規範の遵守を促し、職場における遵守を監視する必要があります。

Interrollは内部告発プラットフォームを設けており、サプライチェーン内のどのパートナーからも、これらの要件に違反する行為をInterrollに報告することができます。違反がサプライヤーの影響範囲内にある場合、サプライヤーは遅滞なく関連するリスクを排除しなければなりません。サプライヤーは、利用可能な苦情

の報告手段をサプライチェーンに周知し、この情報がサプライチェーンの下層部に確実に伝達されるようにするものとします。

インターロールは、外部パートナーとともに、持続可能性のパフォーマンスに関するオンライン評価を定期的に実施しています。サプライヤーには、これらの評価をサポートする義務があります。

パートIV：追加義務

行動規範に記載されている要件に加え、サプライヤーには、インターロールと締結した契約から生じる追加の義務があります。

パートV：署名

私たちは、サプライヤー行動規範に定める原則を遵守することに同意します。

会社名 _____

場所、日付 _____

氏名（ブロック体） _____

署名 _____

署名者の機能： _____

氏名（ブロック体） _____

署名 _____

署名者の機能： _____

この書類は、権限を与えられた会社の代表者2名が署名し、受領後15営業日以内にInterrollに返送する必要があります。

このサプライヤー行動規範に関してご質問やご懸念がある場合は、コーポレート・サステナビリティ＆コンプライアンス・ディレクターの（Patrick Wedewardt）パトリック・ウェデヴァルト（電話 +49 6262 9277 240 または compliance(at)interroll.com）までご連絡ください。